

# 国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベント実施等業務委託に係る 企画提案公募要領

※ 山梨県林政部森林整備課が実施する本業務は、令和5年6月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる補正予算が否決された場合は取り止めるものとする。

## 1 趣 旨

近年、国際的な交流事業では植樹を取り入れたイベント開催が主流となっている。このため、山梨県では諸外国との友好促進とSDGsの実現に向け、日本を象徴する富士山を望む富士北麓地域に国際交流活動の場である「世界の森やまなし」を創設し、本年秋に各国大使等を招待する中で、美しい森林景観の中で行う植樹活動を通じた国際交流の推進と本県の魅力を世界に発信するのにふさわしいキックオフイベントを開催する。本業務は、この植樹イベント等の企画立案、実施などを行うことを目的とする。

## 2 業務概要等

### (1) 委託業務名称

国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベント実施等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベント実施等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 契約期間

契約日から令和5年12月22日（金）まで

なお、契約日は、令和5年6月山梨県定例県議会閉会日以降とする。

### (4) 委託料上限額

金39,820,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模に応じた上限額を示すものである。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人又は2つ以上の法人で構成する共同企業体（以下「共同体」という。）とする。ただし、共同体は、別に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる要件を構成員全員が満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加申込書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (5) 「物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- ※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先
- （所在地） 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
- （機関名） 山梨県出納局管理課調度担当 （電話番号） （055）223-1395
- (6) 業務責任者が山梨県内に常駐できる者であること。ただし、共同体で参加を行う場合は、代表となる法人が要件を満たしていること。
- (7) 本業務にある内容と同類又は類似の業務の実績を有していること。ただし、共同体で参加を行う場合の受託実績は、代表となる法人が有していること。
- (8) 共同体で申込みを行う場合は次の点に留意すること。
- ア 代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行の全てに責任を持つこと。
- イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- ウ 構成員は他の共同体への参加及び単独で申し込むことはできない。
- エ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加申込書の提出時に提出すること。
- オ 選定されなかった共同体の構成員が、選定された受託事業者の本業務の実施について協力をを行うことは可能とする。

#### 4 日 程

実施内容	日時等
募集開始（参加申込、企画提案）	令和5年6月20日（火）から
質問受付期限	令和5年6月26日（月）午後3時必着
参加申込書提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時必着
参加資格確認通知	令和5年7月 3日（月）以降
企画提案書提出期限	令和5年7月11日（火）午後5時必着
企画提案プレゼンテーション審査会	令和5年7月13日（木）（予定）
審査結果通知	審査会開催日の翌日以降かつ令和5年6月山梨県定例県議会閉会日以降
契約手続き	令和5年6月山梨県定例県議会閉会日以降

#### 5 担当部署（質問受付・書類提出先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館1F）

山梨県 林政部 森林整備課 森林育成・緑化担当 電話：055-223-1646

メールアドレス：[shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp)

#### 6 募集内容に関する質問及び回答

##### (1) 質問の受付期間

質問がある場合は、「質問書（様式1）」により、5担当部署あてにメールで提出すること。

##### (2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。

##### (3) 留意事項

- ・電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答しないこともある。
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合には、質問者へ問い合わせる場合がある。
- ・質問者の社名は公表しない。

#### 7 参加申込書及び参加資格確認通知

##### (1) 参加申込書

本プロポーザルへの参加を希望する者は「参加申込書(様式2)」を、5担当部署まで提出すること。なお、共同体で参加申込を行う場合は、「共同企業体構成員調書(様式2-1)」「委任状(様式2-2)」を添付すること。

提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

## (2)参加資格確認通知

参加資格の確認結果は、参加申込書の提出者あてに電子メールにより通知する。

## 8 企画提案書の提出

### (1)提出書類

以下の①から②までの書類を1セットとして、「企画書」と呼び、参加申込書を提出した事業者は、この企画書（表紙に企画提案書表紙：様式3添付）を提出期限までに提出すること。

#### ① 企画提案書（様式任意）

- ・業務内容について、考え方や実現方法を記載するとともに、できる限り別紙「企画書審査基準」の審査項目に沿って記載すること。
- ・提案内容は、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- ・印刷サイズはA4版とすること。（A3のZ折り可）
- ・イベントの企画案を提示すること。
- ・広報PRの計画について提示すること。
- ・業務の作業スケジュールを示すこと。
- ・業務の推進体制を示すこと。

#### ② 参考見積書（様式任意）

- ・本業務にかかる見積書を作成すること。なお、見積書は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・見積書はできるだけ細かく分けて積算し、業務の積算根拠を示すこと。

### (2)提出部数

企画書について、代表者印を押印した山梨県知事宛て鑑文を付けた正本を1部、副本（代表者の押印不要）を7部提出すること。

### (3)提出方法

5担当部署に提出すること。提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

## 9 審査、選定方法

### (1)審査委員会

提出された企画書について、審査委員会を設置し、審査基準に基づき審査し、候補者として選

定する。

## (2) 審査の実施

企画書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画書と関係のないことは説明できない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

## (3) 会場及び時間

企画書の提出事業者あて、電子メールにより通知する。

## (4) 選定方法

審査委員会は、別紙「企画書審査基準」に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画書を提出した事業者を委託先候補者として選定する。

なお、プロポーザル参加事業者が1社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を委託先候補者として選定する。

## (5) 審査結果について

- ・ 選定の如何に関わらず、企画書の提出事業者にはそれぞれの審査結果を電子メールにより通知するとともに、委託先候補者を県のホームページに掲載する。
- ・ 審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

## (6) その他

- ・ プレゼンテーション会場には、プロジェクター及びスクリーン、PC とプロジェクターをつなぐケーブルは審査委員会で用意するが、その他必要なものは参加者が用意すること。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

## 10 委託契約の締結

審査委員会で選定された契約候補者は、業務内容、契約条件等について、5 担当部署と協議したのち、業務委託契約を締結する。ただし、諸事情により契約候補者と契約できなかった場合は、審査で次点となった者を新たな契約候補者として協議を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、企画書等を提出した事業者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の加除修正は認めないこととする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないこととする。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。